

- ・ 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出書(写)
- ・ 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)(写)

石 川 労 働 局

石川労働局長 八木健一 様

最低賃金額答申に対する異議申し立て

日頃の労働行政にご奮闘されていることに敬意を表します。

2024年6月9日に石川地方最低賃金審議会から労働局長に対し、最低賃金額を51円引き上げで984円が答申されました。このことに対し異議を述べます。

私たちは最低賃金額1500円以上を求めています。その理由については最賃額を検討する要素として「労働者の生計費」があります。全国労働組合総連合では全国27都道府県で最低生計費資産調査を実施しました。その結果、1400円台から1700円台が必要という結果が出ました。これは地方でも都市部でも額が大きくは変わらないものです。この調査結果と現在の最賃額とでは大きな開きがあり到底納得いくものではありません。

毎回の最賃額の審議・決定では検討要素である「事業の賃金の支払い能力」が特に強く影響を当てているものと感じます。私たちは最賃の大幅引上げは中小企業にとって大変厳しいことは否定するものではありません。このことについては政府からの中小企業に対する最低賃金引き上げに対応できる抜本的な支援制度の見直しが必要と考えます。

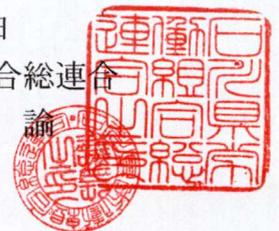
日本は先進諸国の中でも労働者の賃金が上がらない国となっています。それは最低賃金額も大きな影響を与えていると考えます。労働者の賃金の底上げを進め、上がらない賃金を改善させ、物価高騰にも対応できる最低賃額となるように労働者の生計費を重視して検討すべきと考えます。

上記の理由を踏まえ石川県の最低賃金の引き上げ額を51円でなく労働者の最低生計費にもとづく大幅引き上げをするための審議の継続を求めます。同時に政府に対し中小企業支援策として最賃引上げに対応できる抜本的な対策を講じることを求めてください。

以上。

2024年8月26日

石川県労働組合総連合
議長 桶間 諭



石労発 0827 第 1 号
令和 6 年 8 月 27 日

石川地方最低賃金審議会
会長 栗田 真人 あて

石川労働局長
八木 健一

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、石川県労働組合総連合から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。